

6月24日(第10日目)

1. 内議並に散会時刻
(午前10時1分～午後12時36分)

2. 出席議員(20名)

1	番	伊保清安	2	番	天久盛雄	雄仁
3	番	石川貞六	4	番	瘦名喜庸	栄康
6	番	瑞々朝憲	7	番	比稻大嶺	正寛
9	番	棚安次	10	番	番番大嶺	正行
11	番	安次富盛	11	番	番番武比	義定
13	番	知名朝春	14	番	番番武比	次郎
15	番	仲村春仁	16	番	番番武比	
17	番	佐喜真弘	18	番	番番武比	
19	番	宮城盛昌	20	番	番番武比	
21	番	仲村盛光				

3. 欠席委員(2名)

5番 宮里敏行 8番 又吉正弘

4. 議事説明者

市長	島袋全一	助政	沢峯安一
総務課長	吳屋好永	財政課長	仲村春信
経済課長	伊佐友誠	民生課長	当山全吾

5. 事務局職員出席者

局長 末吉健男 書記 所答真由

6. 議事日程

日程第1 議案第45号 1968年度宜野湾
市一般会計本入本出予算

議長～只今より本日の会議を開きます。

議長～暫らく休憩致します。（午前10時1分）

議長～再開致します。（午前10時1分）

議長～前日に引渡された68年度宮野郷市一般会計才入才出予算の才出の5款から質疑を開始致します。

議長～暫らく休憩致します。（午前10時4分）

議長～再開致します。（午前10時10分）

7番～いれいとう雑費について予算が上げられていませんがそれについてお伺いしたい。

民生課長～あげられています。3項2目にあります。

7番～いや予算上はあげられていない。

民生課長～今度建設しようとする考え方で進めてきた訳ですが、いろいろ敷地とか予算の関係そう言ったもので中途からでも敷地が考えられるならばとそう構に考えていましたが

7番～敷地と云う問題とおつしやいますが、この敷地は未だに話しかけ出た問題じやないと思います。これは、2、3年前から敷地も大体どこどこであるとの前の話でありましたが土地の所有者なりに折衝やられた事ありますか。

民生課長～一応、直接その地主に当つた事じやないんですが、部落の自治会とも話し合つてそこらへんは難儀のものが何坪あるんだという様なところまでは話し合つておりますが、今先申し上げました様な理由で見合せております。

7 番～地主に対しての折衝は大きくなってない訳ですね。若しや建設
なさるでしたらこれは買上してなさるんですか、小作し
てなさるお考えですか。

民生課長～これは永久的なものでございますので土地を購入しなけ
ればならぬと思います。

7 番～若し購入するとしましたら、地主にも折衝してないと云う
様なご答弁ですがようは土地は減る一方ではないか早目に
地主とも折衝やつてもらつて建設やるなら早目にやつても
らいたい何年終にやるとか。

民生課長～だから暫く存置にして表してありますのは本年度中にや
れる様な状況になればしようとする考え方で暫く存置にし
てあります。

7 番～しかし今年といつたら無理だと思えます。
土地さえもまだ折衝やつてないのに中途からでも、予算が
出ればできるんじゃないかとのお話ですが早目に地主と
の折衝が第一じゃないかと思えます。しょうがなくして毎
年いれいさい。立立て札をもつてきてやつておりますが、
今年いれいさいがとうができなくても毎年ああいうふうに立
かん板みたいなのを持つてきていれいさいを施行される考
えですか。

民生課長～そういう様を考慮で進めております。

7 番～若しこのいれうとうの出来る間は必ず毎年といわずにやる
ならば感次にやつてもらいたい。3ヶ年、5ヶ年に1回か
まともてもらつていれいさいは施行してもらいたい

16 番～2項のろう人福祉の中の3節ろう人クラブへの補助金交
付金と書いてありますが、この710万の算定の基礎はど
こからきているか、それから先程の答弁で本年度といつて

おつたが本年度はあと4、5日しかないんだが、次年度の間違いではないか。

民生部長～年度間違いでございます。あくまでも68年度であります。先程ろう人クラブ補助金のこれは既に連合会も結成されております。各区のろう人クラブを対象にしまして結成されることになっておりますので、その実際の活動はその区のろう人クラブが活動という面では何をするという考え方からしまして先ず均等割しまして10ドル、その20で200ドルそれと、割というふうにしてございますが、これは人員に対してまして割振りをしてございます。1人に対して30セントそれのおおよそ1,700人位いらつしやるという様に組んでございます。

14番～今年の納め項日本本土から参ばい団がおみえになつておりますがあれは毎月項だつたですか。

民生部長～本土からの場合は4月が普通であります、しかし向こうのいろいろの都合で2月項くる場合もあります。

14番～あの団体は右よく団体だと思はみているんですが、そういつた一党一派に属する人達の団体もこちらは世話しなければいかん訳ですか、あれは京都の遺族団の派生団体ではないと思ひますがどうですか。

民生部長～別にそうではないと思ひますが、といひますのは京都府~~府~~全体のいれい参ばい団で、又中央の遺族会のそういうよな取扱ひをしている。中には教名は遺族団らしい人もおつたんですが、ほとんどの人が県庁のララツクリストに属つてゐる団体とみているんですが、私が調べた範囲では、何でもないから向こうからみえた人はごくろうさんですとてすが。

14番～この間の場合は京都のとうの参拝団として通しているんですか。

どういふ目的で沖繩まで足を運んだか知りませんが、今般もそういう右よく団体が目的かどうかは知りませんが、参拝しに来た場合。

民生部長～これは中央の遣族会を通じてこういうふうに世話をしてくれという様な依頼がございます。

14番～日本遣族会からの依頼でこの間のはやつた訳ですか。

民生部長～日本遣族連合会からではありません。

14番～この方の団体は京都の遣族連合会からの依頼ですか。

民生部長～多分そうだと思います。

14番～あとで資料提出して下さい。

11番～6項の1負担金及び補助金各民主団体への交付金であります。市の体協の場合、学校体育と社会体育がござりますが、この社会体育だといふような考え方でお伺いしたいので、教育委員会の予算の中に社会体育の費目がござります。どちらか市の予算に計上のとそれから、直接指導監督、あるいは、社会教育と社会体育といふ様なことからしてどちらに比重をおくべきか、これについてお伺いします。

助 券～教育委員会にあります予算は（取組不能）体育といひますが、そういうような体育の指導員の費用がございまして、体育行政という考えであります。体協に對します今の考え方はこれももちろん体協向上の目的の為の体協会費でございまして、しかし、その内容は主に市独自の構製よりは中央的な關連から各種の（取組不能）一つの執行機關がなつておりますが、それに伴ひまして多額の費用が要します。その為の一つの。

No 25.

47 回 定例会

11番 別としまして当然負担すべきである
が負担していかまわれないと思います。
その負担金の教育委員会の教育予算
の負担金の中に私は体育行政は教育
委員会が執行する方がより私は効果
があるし是非成果があると思つて
おります。これについてずっと真険に考
えておきたいと思つています。

助役 これは体育行政と言う面の考え方。ま
まおっしゃる通りのところまで問題を
考えておるならばと言う方向でよろし
いと思つています。今の場合の体育行政と
言うのはまたとこ近致達してありませ
んで。いわゆる各種の協議会等に
ついては、その体育協会の行事だとい
う観点に立っております為にと言う
風なやり方になっておりました。今後体
育行政と言うのがその近見方を高め
てくるならば予算処置としては今後
もと言う風意に考えてよろしいと言
う風に考えております。

石巻 民生課長にお尋ねします。6項1目の
負担金及び補助金についてであります。
本年度予算が5771千円、前年度予算が
488千円約1000千円の増になっており
ますか増になった原因について説明を
求めます。

議長 暫休いたします。(午前10時39分)

議長 再開いたします。(午前10時39分)

11番 助役にあ願いたします。先程の問題と関連しますか。各項目の社会事業費の中に色々項目をあげてあります。その中には、社会教育費と言うのが700ドル余りありますが先程の社会事業に投するならば何故敢えてここに目を設けて体育行政費に積極的につとめないかとか、2,000ドルと言う額を1団体に補助すればいいんだと言う考え方に立っているかとか、その辺について。

助役 これはご指摘の面は社会教育費であります。これは社会教育と言う内容の中には勿論体育も社会教育だと含めれば含めても考えられると思いますが一応これに於いては現在のところ体育と言うものは一応除外して社会教育と言うものは考えてあります。それで市のいわゆる体育行政と言うものは、まあ市の一般社会教育と言う意味からなれば、本市の一般本来業務とも考えられますが今この市の行政分野と言うものは、また至っておりますので一応体育協会と言う団体からいわゆる体位向上の為

の色々な行事をかつ催しを持つと言う一つの市の意思に沿ったところの執行団体であると言う若名前に立って今のところは体育協会に対する補助金と言う風な考案であります。

11番 社会教育費と言う項目は設けられていますがその予算は700万円余りあります。しかし乍ら社会体育と言う大きな全市民を対象にしたところの行政であります。行政の一つの事業でありますか何故社会体育と言う事をかつ重要視するならば別箇に項を設けて、として単なる補助のやりっぱなしでなくして新に体育行政そのものが効果がある様に執行されているかどうか。直接行政執行者であるところの市長が或る程度これに対して行政の執行権を持つ様な項目として考案ないかと。

助役 今の様なお説でありますならばこれを執行する者にはそのための教育者が問題になってくる訳ですか。それを直接市の行政としてやる場合にはその執行者その技能者と言うか、と言う様な人の又整備の問題になってくると思うのですか。そうやってきますと相当莫大な予算を計上した限り、致低執行しきれない問題だと思

いますか。現在のところどこまで「体育行政
について」ついでに「若さを今のところ持って
いませぬので」将来の問題としては、若さから
問題かと思ひますが、現在は直接行政と
して行う方の人の問題もあるし、機構の
問題もありまして、今のところはと言う方
り方をしている訳であります。

11番 この負担金、補助金につきまして、他市町
村の資料がございますか。

助役 今現在資料はございません。

11番 あとでよろしゅうございますか。この
民主団体への補助金ですね。他市町
村の。

3番 市体協と市青連との補助の基礎ですね。
これはどうなっているか伺いたい。
それから市福祉金庫、宜保母協会に対
する補助について、あとで別箇に全瑞
保母協会、それは一箇した団体でな
いかどうか、子供を守る会か教育委員
会かかあると思うがこれを一つにまと
めることが出来たかどうか。それから
海外協会、これは又分なけければいか
ないかどうか。

助役 福祉金庫と言うものは、宜野湾市の

福祉協会が貸付をしていますのでそれに対する貸付金にやる訳です。市の方は回収はしなくて福祉協会が回収はやる訳です。宜野湾市保母協会と言うのは各区にありますところの区の幼稚園です。ね、これの保母の資質向上と言う意味にあきまして全琉的な組織、或いは市内だけの組織で色々保母の自己研修と言うものをやっている訳でありますか。それに対して補財金を例年の通りやっている訳であります。

3番 問題はこの点につきましては、教育行政の中にあるべきものだと思っておりますが、教育委員会に折衝された事があるかどうか。

助役 皆様方の陳情にもあります様に教育委員会に大体所属すべきものだと言う様な考え方で我々も見解をしておりますが、幼稚園に対する補助陳情等も出す様に教育委員会自体がそれだけの予算財源が乏しいと言う意味から一応市の方に陳情してきている様な状況で委員会としても言うものは我々がやるべきじゃなくて市がやるべきだ"と考え方をしている訳であります。

3番 普通委員会とは話し合いはまた来て

	いる訳ですぬ。
助役	<p>一応例年やっておりますのは、一応要請文が来ているのがありますが、要請文来てないのも前年通りの予算は計上してある訳です。それからこの負担金についてでありますか、一応この問題については非常に頭の痛い問題でありまして、全瓏の市町村会で一応こう言われる取捨選択をすると言う様な事は、数年、或いは10数年以前から何時もと言う形式上申し合せまいになっておりますけれども、市町村に対しては、全瓏市町村会でこれを負担すべきと決定したものは一応負担しようと言う申し合せで負担をしていると言うのが現状でありまして、それに対する折衝等については、市町村会がと言う団体との折衝を当てるか、全瓏的な組織は、どう言う様な状況でありまして、直接市町村に対してのどの団体からの折衝と言うのは、強んどありませんで、市町村会が「これは負担すべきだ」とこれを負担する様に決定したか、と言う様な事によってこの予算は毎年計上している様な状況であります。</p>
20番	<p>助役にお尋ねします。補助団体の10団体如何なる根拠に基いて予算</p>

	計上しておりますが。
助役	宜野湾市公共団体育成補助金交付規程が有ります。
30番	それに基づいて補助金交付申請と言うのがござりますが、第5条の方に補助金の交付を受けようとする団体は左の各号に定める関係書類を毎年6月末日までに市長に提出しなければならぬという風に規定されておりますが、この10団体については如何でござりますが、補助申請は受理されておりますか。
助役	全部受理されておるそうです。
30番	何月何日現在受理されておりますか。
助役	一寸資料が。
30番	あとで提出して戴きたいです。あと1頁、今迄の公共団体補助金交付規程の中に第4条の監督でござりますが、今迄補助団体の監督した事ござりますが、第4条に基づいて。
助役	補助金交付申請に基づいて補助金交付の指令を出しまして、そして、これの実績

報告によりまして金額を決定する訳で"ありませぬ"で書類上の検査は勿論してはいますがいわゆる收支についての照合等の検査はしておりますが行事の内容に立ち当たりの指導助言と言うところまではいたっておりません。

20番 終わります。

3番 補助金並に負担金に関して67年度と比較した場合、新たに増えた補助金の対象或いは負担金の負担対象若し現年度に比較してこの次年度予算に新たに増えたのかあるいはその説明と何故増えたのか原因についてもう一つの負担金関係で普天間地区防犯協会が計上されております、この説明をお願いします。

助役 1番目ののはあとで報告致します。普天間防犯協会については、67会計年度の当初予算では僅かの金額しか計上されておりました。か丁度これは防犯協会の総会と言います。組織が普天間地区の夕市町村長が防犯協会の役員である為協議しまして、そして現在の防犯協会の活動内容からして、これだけの予算では到底運営しきれないと又監察地区の防犯協会の予算と比較しても特に少ないと言う事になりまして、これを負担のいわゆる予算増額によるこのこの分担の割り振りを夕市町村の方で

	決定されましたとして67会計年度に於いても追加更正致しましてここで掲げている様な金額を補助する訳になっております、それで68会計年度においても追加された現額を計上してある訳であります。
3番	現年度に於いて追加された現在額は幾分ですか。
助役	今掲げている額であります68会計年度の。
3番	普天間地区全体の額は。
助役	各市町村の合計した場合に800ドル余りになると思っています。
3番	各市町村別の負担額について説明願います。
助役	直ぐは資料を持ってこないで直ぐは説明できません。
3番	現年度の約800ドル位の追加更正現在額これは全部防犯協会そのものの運営に支出されたのですか。それともこの800ドル位の予算から現金そのものを警察に支払った事がございますか、いかなる名目でございますか。

助役	<p>その市の負担金はいわゆる防犯協会に市は負担金を出す丈でありましてその執行の方は又その役員がいわゆる執行致しますので決算等については一応総会で報告されますが事実その運用については事務局が警察の警官になっている様でありますので直接運用の内容については解りません。</p>
3番	<p>只今の説明によりますと次年度予算に宜野湾市の負担金として398万円計上する時点におきまして防犯協会の前年度の協会費の運営執行状況参考にはされたか、た訳です。</p>
助役	<p>またその決算報告はみてありますので。</p>
3番	<p>決算報告ではなくてこの予算案を確定する時点におけるその執行状況については検討されている訳です。</p>
助役	<p>そうですね。増額と言う事で内容までたまたま資料はとり寄せてございせん。</p>
3番	<p>月曜日迄に執行状況に関する説明書提出を求めますか、出来ますか。現年度の執行状況説明書です。</p>
助役	<p>一応その様に伝えます。資料を取り寄</p>

せう様にしますか、若し向こうが出来ないと
言う事になりますと約束を申し上げて、確
答はできません。

3番 この説明書の提出の連絡はとって戴きま
すね。

目役 はい、でございます。

議長 暫休憩 いたします。(午前11時2分)

議長 再開 いたします。(午前11時3分)

3番 新たに現年度と比較して補助金交付対
象 若しくは負担金の負担対象の中に
新たにかれた団体がある場合はその説明書、理
由。

民生課長 新しく入ったのが、宜野湾の保母協会の
300ドル補助金です。

3番 現年度はない訳ですが、現年度と比較
して次年度の予算に新たに付けられるか
ものそれがあつたか説明してくれ、従つて
現年度にあるものは、何も説明の必要が
ないと言う事があります。67年度予算に
宜野湾保母協会は補助金対象の
団体になつていますが、なつていませんが、
今の質問に対する答弁もあとで結構で

すか進行して下さい。

16番 今度の施政方針の中に交通安全の何に負担金を負担して言々と言う事が揚げておありすか。これは従来からあったものだから、施政方針に対する花を添える為には、何かを入れてある訳ですか。従来もある訳です。それとこの中を見ますと、何か何とか、連盟協会とか補助金、或いは負担金の対象になつておるものか、療友会支部と言うものか。又更に療友会に対してはこの負担金をあげた様になつておるものか。これは支部があり、本部があるものか。そういった負担金と言う事態、これはどう言う経路を通つて、そして何故負担金として市が負担金を出すなくちゃいけないのか。その辺の理由を説明して下さい。これは引揚者協会なるものかあるか。戦後既に20年にもなつてゐる、それに150フルにも出すなくちゃならない理由、それとその点丈、ご説明願いたい。

田代 この負担金の負担するまであるかどうかの一端、査定と言いますか、審査と言いますか、この言う問題については、先も説明申し上げました様に、色々の団体から、こういう要請がある為には、各市町村で、この言う問題を応答してあったら、非常にどうまで、この言う要請が、伸かてくるのか、非常に今

後問題があると言う事では先を申し上げる様にここ数年来市町村会がこう言うのは規制すべきであると言う立場に立って市町村会が一応審査査定してそしてこれにパスしたものを市町村の負担する様に申し合わせが市町村にある訳です。どう言う意味に於いて市町村会が審査した負担していいと言うものを現在のところ負担している様な状況でありまして各団体からのいわゆる直接の折衝が受けて詳しい趣旨説明についての問題については直ちに説明申し上げない様な状況であります。

16番 私に申し上げたいのは、養友会への負担金と言うのが、ある以上は全琉的な組織だと思ふんです。更にかけて放って養友会支部と言うのが本市の中にあつてそれに対する65ドルの補助金がある本部に対しては更に30ドルの負担金がある事能と分辺がどうも納得いきませんです。

助役 団体を凡て中央組織と下部組織と言いますが、下部組織の場合に市町村が単位の組織になってありまして凡ての団体がどう言う様な組織をとっている為に一応市町村内のどう言う組織に対しても市町村が一応ある程度援助すると、又それを連合体の中央組

織において又、幾分の市町村が負担すると言う様な不合理を極めている訳であります。下部組織の負担の経費の大部分が又、中央組織への負担金のいわゆるパイのみたいたが、こうで実際は各団体が負担しています。

これを見ても非常に一応我々も不合理とは考えておりますが、一応全琉的市町村の申し合せ事項でありますので、従来の通り一応承っている訳なんです。これは市町村会がもう少し言うものに厳然たる態度をとって臨む必要があるんじゃないかと我々も市町村会に市長がどう言う発言をする様に何時も申し上げている様に何しろ市町村会はどう言うものに弱腰で何時も申し合せしましては実行の段階で押し付けられてしまうと言うのが実状の様であります。

16番 引揚者協会の問題について説明してもらいたい。

助役 引揚者協会の場合は、この団体の存在目的は、いわゆる海外在外資産の補償の獲得と言うのが、その団体の大きな存在の目的になっておりまして、皆株主がご承知の様に本土政府が次第に国力の回復に従いまして、色々の補償を年々広げつつあるんですが、海外引揚者

についてその在外資産について是非国で補償して貰いたいとどう言う様な国に対する陳情団体でありますか。これが最近ようやく実りまして幾分か額については未決定の様でありますか。ようやく補償の実現が近く出来るはこかに至っております。これのどの団体の活動によるところの大きいと言う事が言えると思ひます。その意味において毎年全国的な動員によりまして国会に対しまして或いは政府に対しまして毎年陳情を続けております。その為に各市町村からの代表が参加する様な状態でありましてその代表派遣の為に旅費に主として当てる為である様な補助金になっております。

16番 引揚者協会の構成でありますか。本市の場合それ大として毎年どう言う様な結局。その補助金の使途について調査された事があるかどうか。

助役 今迄交付してゐる補助金凡て本土に派遣する代表の旅費に当てられてゐます。毎年殆んどいってあります。市が一人です。宜野湾市が一人です。全琉的には何名いってゐるか。その数は解りませんが、会員数は一寸解りませんが。

16番	7項の13節食糧費部落懇談会費と 言う何で説明書にありますか。この部 落懇談会の持ち方について。
助役	これは社会教育主事のいわゆる成人講 座がまたある場合があるし、単に1日限りの 成人的教育が色々ある訳でありますか。 その為の講座の場合講座と言っても一応 簡単な話し合いといいますが、成人教 育に対する催しがある場合に集まった場 合に車馬代と言うのが本旨でありまして 懇談会と言うのは協議する意味の もの訳であります。と言う意味のもの であります。
16番	従来どおりはと言う形式でやってお りますか。
助役	これについては担当課長か。
議長	暫休憩 いたします。(午前11時13分)
議長	再開 いたします。(午前11時17分)
3番	先程の補助金交付についてここに計 上されております補助金交付をどうと すると3の10団体その10団体はこの 予算案が決まる前に全部補助金 交付申請は出されて、いるんですか。

民生課長	先程お答えしましたか、全部きていると申しましたか、引揚着協会の場合またきておりましたか。
3番	引揚着関係以外の団体はきている事になりますね。
民生課長	そうです。
3番	これはいつまでに各団体は補助金交付申請はなされていますか。
民生課長	3月に入っかと思えます。石月来迄に出すのが普通であります。
3番	5月末日現在迄には各団体は全部一通正式に書面に出されている訳ですとねと、言う事は現在ある訳ですとね。それは12時迄に出されて下さい。11時半頃にてきますか。原本をそのまま、引揚着協会支部は今日現在でというなっていますか。出してないのに何故計上してあるんですか。
3番	誰か計上したんですか。課長独自の判断でですか。それとも上司から計上したと、言われて計上したんですか。明確にしてもらおうと困るんですよ。

民生課長 これも普通本年度もそう言った程必要
であろうと前年度を押し立て計上してあ
ります。

子番 余りと言う面には親切をする必要は
ありません。その為には外の面に市民にサ
ービス面は多くする必要がありますが、補助
金交付は補助金交付申請を出さないと
出されても交付する必要が、あるか、と
うか。検討した上で計上すべきである
か、の交付申請を出していないの
に現年度、或いは従来もそうであ
るか、と言ってそれだけの理由で計上
したと言う事はこれは貴方が管理者
として全く感心できません。負担金は
どうなっていますか。この中に30団体
の中、中部市町村長会と言った様な
或いは全琉の市町村長会あたりで
お互に負担しよう、必要ないか、と
いう風に申し合わされた以外の団体
がありますか。30団体の中に負担金
30団体かここに書かれてありますか。
この中これは全部市町村会が一応負
担しようという風に申し合わされた団
体であるか、全部が全部、どうい
なれば、どの団体か市町村会で申し
合わされた団体であるか。

民生課長 従来長年の間、続いておられますか。こ

う言った団体補助の場合によく市町村
でき検討しまして一応それ以外中部の
~~市町村~~市町村長会で検討して下さ
る心と云うのを決めて申し合わせる様な
事になります。

3番 ですか先程何かその様な説明をされ
ておりますか説明通り市町村会でこの
団体を負担しようじゃないかという風
に合意に達した団体であるかどう
かこの30団体は全部それに該当する
団体であるか。

民生課長 とういう風に思っております。

3番 思っている最終的責任をあの
答弁は誰がやりますか。当局私の
質問に対する推測とか、とうである
と思えますと云うのは推測でありま
す。推測ではなくて、であるかないの
断定的答弁を出来るのは誰であり
ますか。予算を計上したのは貴方がた
である我々ではないと思うとは何
事ですか責任ある答弁をして下さい。
この30団体は全部市町村会で申し合
わされて負担しようじゃないかという趣
旨で申し合わされた団体に該当す
るかどうか私は只それだけ単純に
質問をします。全部何故とうであ

3と断定的に能明できないですか、ある
と思います。むしろ助役よりは相当課の
課長である貴方の方がより適格にあり
確定的答弁をしろと云々いけないう
であります。もう少し勉強しろと云々
困ると思います。以上。

民生課 ところが先程の補助金負担金についての
増になった分又、夕暮議員さんからのこ
質問新しく補助金負担金として入
って来たのかとこれこれであるかのこ
質問でありましたか今ここに申し上
げます市体協の場合100ドルの増
額になっております市遺族会の場合
45ドルの増になっております。傷い
軍人会支部の方が10ドルの増にな
っております市福祉金庫の場合300ドル
増になっております。ところが児童福祉協
会と言うのがこれは5款の児童福祉費
の中に含まれていたものがここに新しく
って来ていますもの300ドルであります。
ところが負担金でありますか精神衛生
協会が85ドルの増になっております。
ところが沖縄身傷者スポーツ大会に
これは9ドルの増になっております。沖縄
原爆被害者連盟が新しく30ドル
加わっております。ところが郵便貯金払
戻獲得期成会の方が65ドルの増にな
っております。ところが普天間地区防

犯協会の334トルの増額になっております、
そのほか全琉保母の会が新しく入っ
てきております、16トルであります精薄児
育成会が4トルの増以上1046トルの
増になっております。

14番 民生課長にお尋ねします。補助金10団
体は公金を、或いはフリーの団体に補助
するという事は公共の福祉にかなう様な
団体でなくては行けないと思っております。
牙ノ項に計上されております引揚着協会
支部は利益団体であります。その様な
利益団体は内地では論議されてお
りすけれども院外団体圧力団体として
一部の利益団体に公金を補助する
という事はどうかと思ひますか。民生
課長はどうかお考えですか。

民生課長 成程おっしゃる通り考えられますけれども
今残されている大きな問題として海
外在産の獲得と言うものが大きく取上
げられておりました。その額にして相当な
額であるという面から、どう言った負担
等も補助金等も支給して適当じゃな
いかと言う風な考え方をしております。

14番 もう少し適当であると言う事を詳しく
説明して下さい。と言う風な見解で
適当だと思ひますか。

民生課長 在外財産の額につきましては 数を申し上げるのには不可能でありますか。相当の額これ獲得できると言う事になると相当額にのぼる訳で、宜野湾市にしても全琉にしても、これは大きく取りあげて獲得運動に乗り出すべきだ、と言う考え方が、宜野湾市もそう言った考え方で進めてある訳であります。

民生課長 ご承知の様にこれは選挙の場合に日本の自由民主党が、圧力団体に屈して引揚者協会のご用議員が公約したもので、これを認めなければいけない、と言うので、今日本内地では客観的に見て戦争に協力したのは引揚犬ではない、凡ゆる人連が戦争に協力したんであって、この人連犬に公金を支給すると言うのはどうか、と言う論議が盛んになっておりますか。これはもう少し検討して補助する際は検討できませんか、どうしてもあげなければいけない理由がありますか。

民生課長 各市町村ともそういう風にしていきますので、どうかと思っております。

14番 圧力に負けたんですね。

民生課長 そう言う事はないです。

14番	検討しようと言う気持は今のところないですね。
民生課長	私としては別に。
14番	次年度からは補助金、公金の使途はもう少し、もう少し公共の福祉に合う様に根本の考えかたをいじりますか。
14番	この程度の民主団体だったかいつでも結成できますよ。
助役	この問題については一応従来の考え方として市町村会がその審査に当ると言う様な事になっておりますが、一応市町村会でこれを厳格で行う様な事が出来なければ市単独の考えをとりてもいいんじゃないかと思っております。
14番	本市に原爆被害者何名ありますか。
民生課長	2名です。
3番	もう一点、当局にはっきりと答弁を催促致します。先程の説明で補助金交付の対象になっている10団体の中7つの団体以外は補助金交付の申請が出されていないと言う説明がありました。補助金

交付申請の出されていない団体に対して当局
がその団体にも補助金を交付するんだと言う
意味合いで予算に計上してある事は不当で
あると思いませんか。

助役 補助金交付規程がある以上は規程に違
反していただきますので不当と思いません。

3番 不当である事は認める款ですね。

助役 はい。

17番 先の14番の質疑に関連しまして夕名の内
何名本土治療にいてありますか。

民生課長 そはまたはつきりしません。

19番 50名暫定的な新聞報道によると治療
しても治療効果が期待出来なと言う事
でござりますでしょうか。

議長 進行したいと思っておりますが進行致しま
す。後は月曜日の総括質問においてご
質疑願いたしたいと思います。

議長 次は6款の保険衛生費に進みます。
全項目にわたって質疑を願います。

16番 38節に補助金衛生改善施設排水

	溝ノボり所と出ていますか。この内容について説明願います。
民生課長	こう言った補助をする場合に大体る月未迄にこう言ったおのり出す様にしてありますが無分に出さずにはありません。しかしここは必要であると言う様乃ところを現地に行つて調査して凡そノボり所だと言う様に考へて排水溝の補助をしようと言う様に考へてあります。
16番	またその個所については明確でないと言う訳ですか。
民生課長	はい。あるところは解っておりますか。
16番	今度はと場の問題にかりますか。その9筋の貸金大工とかボイラー修理とそれか10筋の修繕費のボイラー修理と言う事になっておるんだか。この二つの関連性について。
経済課長	大工の場合には大工の利用に対して修理する場合と又我々職員自分で修理する場合とそれからボイラーの修理につきましては、いわゆる部品その他を入れてやる修理もありますし、それから検査する以前に調整なんかする場合に貸金で支払はしてあります。

16番 どうしますと9節大工はボイラー修理と
言う事と8節のボイラー修理と言うことといわ
ゆる支払の方法が違うのかどうかと
それ以外に9節の中の食糧費、衛生検査
ボイラー検査賄料30ドル計上されてい
るんたかボイラー検査と言うものは年何回
されるか。

経済課 年に1回ではございません。年に1回では
ございませんが、~~1~~3日かかる場合も
あります全部分解して一つ、一つ検査
しますので、丁度、今日か、明日迄修理
にかかると水曜日検査を受けると言
う事になっております。

16番 報償費 ボイラー取扱者謝礼と言うもの
はと言う性格のものですか。

経済課 ボイラーの場合、普通でございます。汽が
士免許をもった人でないと従ってこれ
はボイラーの取扱いはできません。それで
現在りとろ本市の職員にお願いして今
本市にある名の職員がいか、させていただきます
で、その方に一応無料でございますが
と言うものにどうしても少しずつ検査の
場合には、不足回費する場合もありました
又、丁度の場合には一緒にみてあります
ので、と言う報償費でございます。

いと思っております。

16番 有資格者から市職員の中においてどれ
に対する手当的性格のものでしょうか。

経済課 日曜日 明日等も結局は 明日残業
してやらなければなりませんので 次年度
からは と言う事は無い様に して 手当て
を していきたいと思っております。

16番 この辺は明確にしておきたい何か
こう言った特殊のものであれば 本市の特殊
勤務手当なるものの ところが 非常に不明瞭
である。 その辺から派生した一つの既成
的存在である 留意しておきたい以上
でございます。

10番 民生課長にお伺いします。 保健衛生
費の中の1項保健費第1目の心節食糧
費、諸予防集団検診茶菓代となっております
か。 これについて説明を。

民生課長 これは 集団検診とか色々クリニックが
ござります。 そう言った場合に 役所で
実施するとか、 或いは 各区において 実施
する 場合が ござりますか。 こうした時の
お昼代 これを ござります 言いますこと
は 自治会長又 会長が ござりなれば
1人 世話役 必ず 事務をとって ござうと

言う様なことでやっておりますので 800人程
の教に成る訳であります。

16番 30節についてお聞きしたいと思っております
清掃週間車賃上料 = これは従来どう
であるか 過去に於いて 私は清掃週
間と言う事になれば、山程5リが出てくる
各道路の側にどうすると言うとお互い自
体の日常生活と言うものは清掃週間
以外は5リあくたの中で生活している
と言う事になるよれを年に6回市当局が
車を出してもかつか常手生は掃除は
せんでいいのだと週間には、必ず
拾てにくるか と言った情性と言うのを
相付ける結果にならぬかと言う事を私
は聞いたんだが その時も例によって例の
如したと言う風になりましたか 是か辺
保健衛生お互いの日常生活と言うもの
はやはり衛生的な環境の中に生活
しなくちゃいかないと言うのであれが敢て
ここに300ドルの車の借上げをやって毎
月 と言う事を繰返すことにより果して
と言った保健衛生思想 と言ったのが
向上され得るものであるか、どうか、し
かる市は車を購入して業者のと云ふな
いとこの5リは市当局から片付ける
のだと言う風に予算化されかつ現
在活動しているよれか辺常手生の
保健衛生の思想 と言う事を啓蒙

ていくんだ」と言う点からするとむしろ逆コースである。よか辺民生課長抜本的な考え生まれてこないかというが。

民生課長 清掃週間とまなりますと普段であります。直接生活から出るところのゴミ、汚物と言う事でありまして、清掃週間の場合特に溝さかいとか、或いは草木の葉、こう言ったのが家屋の敷内とかから出る様なものでござります。それで普通業者がやってありますのは直接生活から出るところのゴミ、あくたこう言うものでござります。衛生業者の場合ゴミではないうちか言う様な色々な問題が出る様であります。市にもどう言った清掃週間の場合は特にこう言った事をすればかゝって衛生思想の普及向上になると言う考え方をあります。

16番 それは全く逆であります。それ以外室内以外の清掃は衛生週間とまなりなさいと言う事になりますよ。人間環境衛生と言うのは敷敷周囲溝さかいでござります。週間以外常時生はどうなってもさかふんがよいと言う論法になりますよ。

No 26

第47回定例会

6月24日

16番 今度の場合だけでなく毎年どうですか。た
かどどか辺に抜本的な地域環境衛
生これはこの文ではありません。どどか
衛生上の向上を計ると言う事はと言う
風な手段じゃなくして別の方法は考
えた事は無いのかと言う事です。

民生課長 これは車が購入されておきます。それ
で前の議会でも説明申し上げたと思う
んです。毎週月曜日と日曜か
土曜かに清掃日を設けて公共のど
ろから出るゴミ、おたを処理するのと
いふ潔いをするんだと言う計画のもとに
なされておきます。ところが今度の場合
やはり始めての事でありまして。これ
位は必要であろうと言う事でござい
ます。

16番 あるいはなりますよ。問題はです
すよ。一つの考え方と言うのを持ったその
基礎に立っての予算計上であればと
も角、あくまでもどうであろうなってこ
まると言うんです。従来から言う何年
もなる地域環境の衛生と言う事は
各人がそれぞれ自粛してお互いの地
域はお互いにきれいにしていくなと
その習慣までおいていく為にはそこに新
しい抜本的な考え方が出てくるん
きたと思うんです。過去何年間

水を繰返してありますか。そしてよくなっているか、どうか、全然よくなっていないはずで、むしろ人間が増える事によって汚くはなっても良くなることはないはずで、そこ辺から考えても毎年従来通り予算は組んでいけるから、これは最初の負担金の問題とかがそうであります。そこ辺は当然執行部としては抜本的な考え方をもちまして凡ゆる面から検討もされてどうすれば地域の環境衛生も良くなるかと言う一つの考え方をもちたい、毎年同じ様な予算の組み方ではこれは誰にも出来ず、去年もどうか、今年もどうかと結局先程貴方がたの言う様に申請はなくても計上したと言う事になります。いいですが毎年例に於て例の如し予算を組むのに申請はなくても当然、当前た"とすれば"どうしますか、そこ辺はもう少し慎重になって予算はとっくんでおきたい。勿論常手生かかそうあります。

11番

公衆便所の維持管理でありますか、これは当然その周辺の利害受益者がある程度奉仕するんだと言う方向に進んでいかないと宜野湾市の場合はこれがか普天間丈でなくして全市にわたるところの都市化の傾向にあります。その次々区画整理をしていきますと。

そこに公衆便所が必然的に必要になってくる訳であります。そこで何故どう言う風にしなければいけないのか、お宮の構内にあるところの公衆便所の場合当然寺生の掃除したり或いは維持等の面においては、その神主やあるいはその地域の管理者及び受益者等が当然なすべきだと私は考えております。何故いさいます市が全額を分なければいけないかと言う事について。

これも周囲の協力がなければならぬとは思っております。これは市の建設したところの公衆便所だと言う様な考え方がやはり市が管理もしていかななくてはならないんだと言う考え方がこうしてあります。今迄はそう言った考え方でいいと思うんです。これは今後99人さんと言う施設がなされると思っております。しかも市場においては市場の周辺の方々が受益者であります。しかもそういう認識に立ってその清掃維持の面でも協力しようと言う考え方は充分もっていると思っております。今後どの様にしなければいけないかという事。

民生課長　　こういう事も次々と公衆便所が建てられると言う場合には、そう言った事も地域の受益者関係者にも呼びかけなければ、言う風な考えを持ってあります。

今の処とまでは考えておりません。将来はと言う風にならなければならぬと考えております。

11番 2項の屠場費関係課長お願いいたします。報償費の中にこれは常勤的臨時職員であります。臨時と言うかむしろ私はこの職員の種類だとも見てあります。数年来全然身分の保証がされないますにその人は市に奉仕公させられてるとそれについて報償費という事で片付けていいかというの、これは市の人件費しかも給料で支払っています。年間定額の給料でしかも勤務場所もちゃんと一定しております。それについて何時迄もこう言う方が妥当であるかというの、それについて説明願います。

経済課長 火夫等の監視人につきましてはいわゆる毎日常勤と言えはと言う事になります。しかし時間的我が職員みだりの形態ではござりませぬので報償費でやっております。

11番 もしろ職員よりは時間的に長いんではないかと思ひますかどうですか。拘束される時間でございます。

朝の未明からずうとその処理を終えてあと片づけ清掃迄となると時間的な拘束と言う事は常勤職員よりは長時間にわたって拘束を受けているんだと言う様に私は思っておりますが、それについてはどうお考えになりますか。

議長 暫休いたします。(午前11時50分)

議長 再開いたします。(午前11時53分)

経済課 時間的には我々職員よりは短いんじゃないかと思っておりますと言いますのは、これは日におて違うんじゃないかと思っております。例えば祝祭日の場合にどう言う分量にたつた場合には時間的には相当長くなる場合もあります。が普通で言う性質の場合には時間は普通我々職員よりは短いんじゃないかと思っております。

11番 何時間拘束していただきますか。その維持管理させる為として何時間は拘束していただきますか。

経済課 6時から10時迄には終るんじゃないかと思っておりますと言いますのは

一応つぶしておと朝食をとってかき
掃除する場合がありますので。

11番 拘束するのは朝の6時から10時ま
で午後の拘束時間はないですか。

経済課 午後はございません。

11番 臨時に使用した場合はどの作
業はやかなくていいという訳に
なりますか。

経済課 どういうあれではございせん。
その場合にはその旨連絡してわか
ゆるやっています訳です。

11番 という事は臨時もあるという前
提に立てば「一日拘束されると言
う事もあり得るんじゃないかと思
いますか。

経済課 1日中存にする様なあれはないと
思います。

11番 月給で給料を支払っておりますか
報償費で支払う事が妥当である
かどうか。報償費の性格はあく
迄も報酬でもありません。謝礼
的一時的な謝礼と言うのが報

償費であります。これは勿論×らう
かやるまいか報償費の場合はお
そらく義務はないと思います。しか
し人件費報酬だとか給料の場
合は当然雇用した場合はやる義務
があると思っております。これは
雇用人ではなくして単なる義務
でない謝礼的な性格を帯び
ていらっしゃる職員であるかどう
かについて説明願いたい。

助役 これについては今職員ではないと言う
見解をしております。その理由は
いわゆる勤務が普通の職員と形
態を異にしますしそれがか住居の
市の施設であります。そういう様な
意味から職員と言う取扱いは
今してありません。又各市町村の
状況を調べてみましてもこれは
全部そういう様な取扱いになつ
ておまして現在のところは、これが
ほんとうだと言う見方をしております。

11番 と言うことは、報償費と言うのは義
務はないと言う事ですか。

助役 この場合一応そこに住宅をつく
って、そして、その代り、これだけの事

はやってもかいたいと言う様な一つの
約束がと言う様な考えをもちております

11番 と言う事は雇用人と言う考え方は全然
もっていない訳ですか。そうしますと雇用人
でない人に対して月給を支払う
と。

助役 この要請に対する反対給付と言う
考えになりますと、給与にも該当するかと
も思いますが、一応は我々の条件
はこうこう言う条件で貴方はこうこう
してもかいたいと言う様な一つの又
務契約みたいな考え方をやっています。

11番 委託費と言う考え方ですか。

助役 内容はと言う風に考えかかると思
います。

11番 その人は身分も保証されないので
そのままずうとあかれています事に対して
は疑問をいたしておりますが、何時
迄もそのままにした場合市がつか
っている職員に対して、或いはと言う
人々に対して不利益を及ぼるんだと
言う考え方がかして私は早目に是正
すべきではないかと思っておりますかどう
考えますか。

助役 職員にするという考え方がすればその例は、一応保育所にも及んでくる訳ですが、現在直ちに職員として身分取扱いをすると言う様な方針はもってありませんか。指摘される面の言えは不合理たしかにあると思いますが、一応検討しなければいかんと思えますか。しかしこれを直ちに職員として取扱うと言う様な考えは次年度迄は全然、と言う方針はもってありません。

11番 それでは労基法で労基法の適用は受けないかというが、この人の場合、労基法の恩典を受けないままにそのままやった場合労基法に抵触しないかというが。

助役 雇用人でない場合それに該当しないのではないですか。

11番 定額の給料、人件費を払っていると、言う事は既に雇用人だと言う考え方に法的には解釈されると思うんですが。

助役 その辺、法的な問題は色々ありますので、検討は致したいと思えます。

すか18会計年度においては今の様な
方針で進めていきたいと思っ
ています。

18番 同じと場費の8節報償費検査
員謝礼50ドルについて説明願
いたい。

経済課 これは本市に駐在の獣医かその検査
員に任命されていますのでこの人
に対する報償でありますと言いま
すのは属場法で言います。あれの場合
には普通で言う手常の勤務でござ
います。と言いますのは同じ公務員で
ありますので朝の8時から午後5時ま
で冬の場合には8時半から5時半
迄と言う勤務状況でございます。
しかし業者の場合にはそれでは肉の
需要に対してのあれでは出来んと言
うあれで朝は早い訳であります。それ
でそこから見ても時間外か認めら
れておりませんので普通勤務状
況にすると業者の方に大分不利益
かくるんじゃないかと思ひます。それ
でどう言う謝礼金として出して業
者のいゆをそれをカバーして市の
属場を利用する頭数をふやす方
かいいんじゃないかと思ひて計上
してございます。

12番	獣区が検査する時間は幾分位ですか、何時頃か始めています。
経済課長	大体普通の場合は7時頃からです。祭日の場合は3時頃か出勤する場合があります。
12番	同じ日の3節、食糧費30ドル計上されております衛生検査ボイラー検査賄料となっておりますが、この説明を願います。
経済課長	衛生検査と申しますのは屠場内外の検査でございます。例えば、その屠場のスクリーンいれゆるはえか入らない様に窓とかどう言うものの検査と又、業者が持っています肉を入る箱ですが、どう言うのも毎年1回検査かございます。それがボイラーの検査と言いますと、特殊免許汽缶士免許をもっている方のいわゆる免許をもってボイラーは設置されています。それでそのボイラーの検査の場合には色々石灰だとかもれかたりかどうかと言う様な検査が行なわれますので、それの場合にボイラーを修理する特別な修理人と言う方に、ふつどやる場合もあります。

し終つておとの労働基準監督署からの
検査ですが、そのの賄料であります。

12番 衛生検査員ホイラー検査員はど
うですかいさしやりますか。

経済課 衛生関係は衛生課の畜産係で
ございます。それがいホイラー検査の場
合にはコガ労働基準監督署です
かむこうかみえます。前年度のあ
れを何してみますと子回位かあつ
ておられます。一応ホイラー殆ん
ど分解しますのて中を調べてまた
ふたをして9時かかる場合もありま
す。

議長 進行いたしたいと思ひますが一応
総括の方をお願いいたします。次は7款
の産業経済の質疑を許します。

13番 産業団体は何々がありますか。

経済課 現在のところどう言う団体はござ
いませんと言ひますのは、ずうと以前
には農研クラブとかどう言うのか
ござりましたか。現在のところあり
ませんしどこに使う様な育成費で
すか、どう言う団体を予想してあ
りますか。

経済課長

これはまた団体は結成されておりま
せんか。いわゆる農業の団体にも色々こ
ざりますので。その団体のいわゆる
もした示々を講習会その他から産業視
察等を行なっておりますと言いますの
は、借料、損料にもござります様に
。それを中心としている農家はそれ
を畜産を中心としている農家はそれ
をと言う様に産業視察を行なつて
あります。それから、13日の講習会
費、これにつきましては普通の講習会
例えは、農業生活相談日と言う様
なあれで、各部署の日時をあれしま
して、1月1日を予定にしております。

11番

最近豚価が値下りする傾向に
ある訳でありますか。市として独自の対
策があるかどうか、それについて。

経済課長

豚価につきましては、本市の場合、本市自
体の場合には、現在のところ需要には
満たない位しか生産はござりませ
ん。と言いますのは、全玩球を対象に
しての対策があるわけで、あって一市
町村としては、本当の豚価対策と
言うのは、むづかしいんじゃないかと
思っております。それで、中部の経済
課長会でも、そう言うものを討議致

しまして、政府の見解、我々でやかなければならぬものについては、去った6月8日のか、そういう風について、やりまして、中部の市町村長会にその案をもち出しまして、去った19日に三者協議会延まっています、政府に要請する運動を現在やっております。三者協議会と致しましては、議長会、農協長会、市町村長会を網羅して、政府に豚価対策のあれをやってもらう様、要請してございまして、申しますのは、豚価安定法で言う現在の政府の買上げ価格については、いかに現状とマッチしない価格でありますので、そういう現在のところ、ノキロ、当り、7セントでございまして、それでは、7セントと言う事になりますと、斤になおせば、8セント幾分ありますので、どうしても生産費割ると言うあれで、そういう法律があるならば、施行できる価格にまでいく様に要請中であります。

11番 市独自の対策は全然立てかねないと言う事がありますか、これは今の豚価安定と言うのは、勿論、あつちる様に、全現的な問題として、論議をかわして、いる訳でありますか、しかし、市は、市なりの独自の立てるべきだ、と

私は着ております。と言うのはよく他市町
村に於いては加工業者とその余り豚
価を割かない様にして要請責任者市
で持つ程度この安定した価格
が維持出来る様な独自の対策を
あつて立てている様に私はみて
おりますがこれに対して宜野湾市とし
ては全体的な問題だから市として
は何も立てる必要はないんじゃないか
と言った様な野筋的なやり方
でいいのか。どうか。

経済部長

いや、そうではありません。一応豚価につ
いては全体的な問題として、政府の
方にもどう要請して貰いますし、又現在
沖縄では読谷と具志川村の方が
どう言う対策を立てております。と言
いますのは宜野湾市の場合には約6,000
頭でござりますか。しかし読谷と
具志川村は一万頭を越えています。
どう言う点からしまして、いわゆる同じ
中部地区でありながら地域的にま
つて了セント、セントとの差が出てくる市
町村がありますので今申し上げました
二市町村から聞かれました。ありました
時には本市の場合にはセントの差
が出ております豚価の価額におい
てですね我々としてはあんかん
としてやらない訳ではありませんか

一応このやり方をもって研究しようと言います。まあ持っています。宜野湾市の養豚組合ですか下の盛り上がりつつある様今年度中になんとか結成しようという加工業に対して契約出来る体制にもっていきたいと思って準備中ではございます。これは市がおさるつけてやる組合じゃなくして実際農家からできた組合ですね。どう言う様なものをやってみよう様伺っています。これは去った5月の20日畜産関係の視察の場合どう言う様な話し合いは中で大分論議されています。

議長 暫休憩いたします。(午後12時13分)

議長 再開いたします。(午後12時19分)

3番 予算説明書の質疑に入っておりますね。93頁についてお伺いします。8款1項1目 普天間第1小学校用地購入費でありますか場所は何処ですか。

助役 場所は第1区画整理第1地区内の地域に全部含まれておりますが単価が分れていますのは新城の字有地の整理前の

土地が1800坪あるようでありませうか。
これについては今迄の約束であるとかと
購入する売ると約束があるようである
かあります。それで残りののはたいひ
地を今度第2地区の予算にもあり
ます様にそのたいひ地を買い上げて
敷地にする款です。

3番 全部第2地区内に敷地を求め
る款ですな。

助役 どうです。

議長 外に質疑があると思ひますか一
応各款毎の遂条の質疑は月曜日の
総括質問にやる事に致しまして
只今伊保議員からの資料について
15分間だけ説明があります。

1番 予算案の提案権は市長に勿論市
長にありますかこの交付税の才入の
部 これの算定した定義は例えは
1ヶ所で責任者1人がまとめたのが
それとも各課毎にまとめて1ヶ所に
もってきて出したのか。

助役 これは1ヶ所で算定して出したもの
であります。

1番 23日前の議会で確か3番議員の質問に当局が答えまして単位費用これについて聞かれたと思いますか単位費用は次年度政府の交付税の算定と単位を上げるんだと言う前提のもとに出された款です。毎年政府から5月段階で次年度の交付税の算定基礎交付をするのが予算の編成の資料にしてくれと言う事があると思いますか今年度はきてありますか。

助役 きておりません。

1番 私が皆さんの出した後の方です。この算定資料これを見ながら私の得た資料では約5万も余る結果が出ていますか。この事について計算の過程においては何がかわし財源を皆さん意図して使われたのか説明願います。

助役 交付額が5万ドル差がある款です。

1番 そうです。

議長 暫休憩いたします。(午後12時25分)

議長 再開いたします。(午後12時34分)

1番 皆さんの資料です。中に土木費の中の都計費。これは単価費用0.356とありますが、事実ですか。皆さんの計算したのは、政府のものは0.353じゃないですか。同じ現行法で計算しても違っている。それから厚生費の社会福祉費。これも0.228を0.222となっている。

議長 暫休憩いたします。(午後12時35分)

議長 再開いたします。(午後12時36分)

議長 以上をもちまして本日の日程が終了致しましたので、本日の会議を閉じる事に致します。なお月曜日の午前10時から会議を開きます。

散
閉会 (午後12時36分)

第47回定例会

NO 26

NO 27 (291)